

井原市先端設備等導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第52条第1項の先端設備等導入計画に基づき、生産性の向上及び競争力の強化を図ることを目的に、先端設備等を導入する市内中小企業者に対し、予算の範囲内において井原市先端設備等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項の中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（令和5年経済産業省令第21号）による改正前の中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第2項及び第3項に規定する要件に該当することを証する書類（以下「生産性向上要件証明書」という。）の交付を受けた設備等（太陽光発電設備を除く。）
 - イ 中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類（以下「投資計画に関する確認書」という。）の交付を受けた設備等（太陽光発電設備を除く。）
- (3) 事業所 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する事務所、営業所（店舗を含む。）、工場、研究所等の施設（無人施設を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者
- (2) 市内に事業所を有している者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象先端設備等)

第4条 補助対象となる先端設備等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の事業所に導入されるもの
- (2) 市長が認定した先端設備等導入計画に基づき導入されるもの（既存設備の更新に係る設備導入を除く。）
- (3) 取得価額が1件300,000円以上のもの
- (4) リース契約及び割賦販売契約（公益財団法人岡山県産業振興財団による設備貸与制度

(割賦販売)を除く。)に基づくものでないもの

2 前項の規定にかかわらず、他の団体又は他の制度による市からの助成を受けている先端設備等は、対象外とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に規定する先端設備等に係る取得価額とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、一年度につき1,000,000円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 先端設備等導入計画及びその認定書の写し
- (2) 第2条第2号アに該当する先端設備等を導入したものにあっては生産性向上要件証明書の写し、同号イに該当する先端設備等を導入したものにあっては投資計画に関する確認書の写し
- (3) 先端設備等及び積算内容が確認できる書類(請求明細書の写し等)
- (4) 支払を確認できる書類(領収書の写し等)
- (5) 導入した先端設備等の写真
- (6) 市税完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請について、先端設備等を取得した年の翌年の1月に行わなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付決定及び額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、井原市先端設備等導入促進事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告義務）

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度から3年間、年度ごとの4月末までに先端設備等導入促進事業状況報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、この補助事業により取得した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した当該財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間において適用する。

（見直し）

第15条 市長は、この要綱の施行後3年ごとに、当該事業の有効性について確認し、検証し、及び見直すものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月7日告示第122号）

この要綱は、告示の日から施行する。

井原市長 殿

住 所 _____
事 業 所 名 _____
代表者職氏名 _____
連 絡 先 _____

井原市先端設備等導入促進事業補助金交付申請書

井原市先端設備等導入促進事業補助金の交付を受けたいので、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 企業概要

本社所在地	井原市 町	資本金	万円
設立年月日	年 月 日	従業員数	人
主たる業種			

3 取得先端設備等の内訳

名称等	数量	取得年月日	取得価格(円)	仕様及び用途

4 添付書類

- (1) 先端設備等導入計画及びその認定書の写し
- (2) 第2条第2号アに該当する先端設備等を導入したものにあっては生産性向上要件証明書の写し、同号イに該当する先端設備等を導入したものにあっては投資計画に関する確認書の写し
- (3) 先端設備等及び積算内容が確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (4) 支払を確認できる書類（領収書の写し等）
- (5) 導入した先端設備等の写真
- (6) 市税完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

井原市長

印

井原市先端設備等導入促進事業補助金交付決定及び額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付することに決定するとともに、額を確定したので、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

1 補助対象経費 円

2 確 定 額 円

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

井原市長

殿

住 所 _____
事 業 所 名 _____
代表者職氏名 _____
連 絡 先 _____

井原市先端設備等導入促進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び確定通知があった標記補助金について、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円

【振 込 先】

金融機関名		支 店 名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

井原市長

印

井原市先端設備等導入促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した標記補助金について、次のとおり交付の取消をしたので、井原市先端設備等導入促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消内容
- 2 取消理由

井原市長 殿

住 所 _____
 事 業 所 名 _____
 代表者職氏名 _____
 連 絡 先 _____

事業状況報告書

井原市先端設備等導入促進事業補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり報告します。

補助金交付 年 度	年度
報告事業 年 度	年度（ 月決算）
労働生産性 ※一人当たりの付加価値額	<p>算式： $\frac{\text{①営業利益} + \text{②人件費} + \text{③減価償却費}}{\text{④労働者数}} = \text{⑤労働生産性}$</p> <p>①営業利益： _____ 円 ※営業外利益は含まないでください。</p> <p>②人件費： _____ 円 ※労務費をはじめとする人件費、役員報酬、賞与、福利厚生費、法定福利費などを算入してください。 ※販売管理費のみならず、製造原価に係る人件費を算入することも可能です。</p> <p>③減価償却費： _____ 円 ※製造原価及び一般管理費における減価償却費のどちらでも対象となり、会計上の減価償却費を指します。</p> <p>④労働者数： _____ 人 ※労働者数には役員を含めることができます。</p> <p>⑤労働生産性： _____ 円</p>

【添付書類】 上記数値の根拠となる資料（決算書等）